

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

産業の研究開発に関する基盤的なデータ整備

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

平成24年11月9日(金)から平成25年3月29日(金)

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。)に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は(競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成22・23・24年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省科学技術政策研究所総務課
電話 03-3581-2391

(2) 入札説明書の交付方法

平成24年10月11日(木) 15時00分から上記3.(1)の交付場所にて交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成24年10月16日(火) 13時30分
文部科学省16階 科学技術政策研究所会議室(16V会議室)
- (4) 入札書及び提案書類の受領期限
平成24年11月1日(木) 15時00分
- (5) 技術審査の日時及び場所
平成24年11月5日(月) 13時30分
文部科学省16階 科学技術政策研究所会議室(16V会議室)
技術審査の開催時間については、入札者に対して11月2日(金)17時00分までに通知する。
- (6) 開札の日時及び場所
平成24年11月8日(木) 13時30分
文部科学省16階 科学技術政策研究所会議室(16V会議室)

4. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - ② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
 - ① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 - ② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

平成24年10月11日

支出負担行為担当官
科学技術政策研究所長
桑原 輝隆

仕 様 書

1. 委託業務題目

産業の研究開発に関する基盤的なデータ整備

2. 委託業務の目的

本委託業務は、「政策のための科学」推進事業におけるデータ・情報基盤整備の一環として実施するものであり、客観的データに基づく科学技術イノベーション政策の形成を行うために、民間企業の知財、研究開発、事業等に関するデータを体系的に整備し、産業セクターにおける研究開発やイノベーションの測定のための情報基盤の構築を行うものである。

2012年度は、前年度の整備成果を前提に、その整備過程で明らかとなった「企業の名寄せ」に関する課題の改善を図るとともに、産業イノベーション政策の形成に有用な連携情報を拡大する。

3. 委託業務の内容

3.1 名寄せ精度の向上

特許¹、及び、企業活動基本調査等のデータベース²間を情報連携するために、2011年度に企業の名寄せ処理を実施した。

2012年度は、データベース間の更なる情報連携の向上を図るべく、以下の(1)及び(2)を考慮した名寄せ処理を追加実施する。

なお、本業務の対象は下記であり、新たに名寄せできた成果は、企業名辞書³、及び実施対象データベースと連携するコンコordanステابل⁴（以下、CTと略す）に反映する。

- ・企業名辞書と各データベース（別紙2の①～⑥、及び「民間企業の研究活動に関する調査」間の名寄せ
- ・直接情報連携するデータベース間の名寄せ
- ・IIP パテントデータベースと企業活動基本調査
- ・IIP パテントデータベースと科学技術研究調査
- ・企業活動基本調査と全国イノベーション調査
- ・科学技術研究調査と全国イノベーション調査

(1) 企業の名寄せにおける事業所・研究所等の住所の考慮

2011年度の名寄せ処理は、企業名称、法人格コード及び住所コード(12桁)の3つのAND条件を用いて同一企業の判別を行うことを基本とした。この方法は、同じ名称を持つ異企業が同一住所コード内に複数存在することは希であることから、異企業を同一企業と誤認することは極めて少ない。反面、住所移転した企業、或いは本社と異なる場所に所在する事業所や研究所などを異企業と見なしてしまう副作用があり、この補正が必要である。

¹ 特許情報は、(財)知的財産研究所が提供する IIP パテント DB を対象としている

² 2011年度は、別紙2に示すデータベースを連携対象としている

³ データベース間の情報連携の障害要因となる企業名称の変遷や異表記、さらに、誤記による揺らぎなどを吸収し適切な情報を引き出すことのできる辞書の役割を果たす機能である

⁴ 企業名辞書から指定された企業 ID を、特許・統計調査・企業情報の各データベースの企業 ID に変換し両者を対応させる、または、各データベースの同一企業情報を直接連携させる架橋の役割を果たす機能である

2012年度は、事業所・研究所等の住所を考慮した名寄せの補正を行い、精度の向上を図る。なお、事業所・研究所等の住所録は、郵便事業(株)より提供される「事業所の個別郵便番号データ」等を想定する。

名寄せに使用する企業名辞書と各データベース（別紙 2 ①～⑥）に含まれる企業の住所コードは2011年度に付与済みであり、それを使用する。なお、事業所・研究所等の住所録には新たに12桁コードを付与し名寄せに用いる。

(2) 統計調査における古い調査年度の企業住所の考慮

2011年度の統計調査データベースの名寄せは、企業の最新調査年住所を用いて行った。この結果、企業の移転があった場合、移転前住所が考慮されず、異なる企業と見なされる場合も発生する。この解消のために、過去の住所も含む照合条件に変更し名寄せを再実施する。統計調査データベースは、2011年度に過去の住所も含めて12桁コードを付与済みであり、それらを活用し、照合条件を変更した名寄せを実施する。

3. 2 連携情報の拡大

ここでは、産業イノベーション政策の形成に資する連携情報を拡大すべく施策の実施を行う。

(1) 企業名辞書収録企業数の拡大

企業名辞書には、1970年以降に累積100件以上の出願実績を持つ企業（約4,000社）を条件の一つとして収録している。

この条件である累積出願実績の閾値を下げ、5,000社規模の収録企業数に拡大する。

収録企業数の拡大に当たり、2011年度にIIPパテントデータベース出願人テーブルで行った名寄せ作業の成果を見直しするとともに活用する。

収録企業数の拡大に伴う企業名辞書とデータベース間の情報連携は、拡大企業を含む名寄せを再度実施し、企業名辞書とデータベース（別紙 2 ①～⑥）間を接続するCTを再構築する。

(2) 「民間企業の研究活動に関する調査情報」との情報連携

企業名辞書と情報連携する調査統計データベースとして、「民間企業の研究活動に関する調査(以下、民研調査)」を追加する。民研調査は、民間企業の研究活動の動向を把握、分析することにより、今後の科学技術政策の立案・推進に資することを目的とする統計調査である。本業務で連携を予定する調査年度は2008～2011年度分の4年分である。

企業名辞書との情報連携に際し、民研調査対象企業と企業名辞書掲載企業との名寄せを行い連携可能な企業を明らかにする。

それら企業について、企業名辞書と民研調査データベース間を接続するCTを作成する。

(3) 企業規模情報の追加

2011年度は、企業におけるイノベーション分析の参考情報として、業種及び財務諸表を参照可能とした。

2012年度は、追加情報として企業規模を参照可能とする。企業規模は、各種の定義方法が存在するが、ここでは中小企業基本法(業種・資本金・従業員数による判別)に基づく企業規模に加え、資本金階級別、従業員数階級別の3つの規模情報の提供を予定する。

企業規模情報は新たなテーブルを作成し、企業名辞書と接続利用できる形態とする。

また、企業規模情報は(1)で収録した企業(約5,000社)を対象とし、判別に必要なデータは別途科学技術政策研究所より提供する。

(4) データベース間を直接接続するCT

企業名辞書を持たずコンパクトに取り扱いたい、また、データベース間の最大のリンクを確保したいというニーズに対応し、2011年度は、「IIP パテントデータベース(出願人テーブル)と企業活動基本調査」、及び、「企業活動基本調査と全国イノベーション調査」の2つのデータベース間を直接接続するCTを準備した。

データベース間の直接接続は、企業名辞書をバイパスさせ、データベースそれぞれのCT間を接続することにより可能である。しかし、データベース間の企業情報の連携率は、企業名辞書の企業包含範囲に依存し、必ずしもデータベース間で連携可能な最大値とはならない。

そこで、必要に応じてデータベース間を直接接続するCTを準備することとし、今年度は、「IIP パテントデータベース(出願人テーブル)と科学技術研究調査」、及び、「科学技術研究調査と全国イノベーション調査」を直接接続するCTを整備する。

(5) 特許情報を活用した産学(官)連携研究を行う研究者が関与した特許の特定

科学技術政策研究所が提示する産学(官)連携研究実績を持つ国立大学、民間企業、及び研究独法の研究者に関して、同人が関与し創出した特許を抽出する。

抽出は、特許の出願人情報や発明者住所に明示的な所属情報がない場合も想定して実施する。このため、科学技術政策研究所が提供する研究者情報は、氏名、所属機関を必須とし、加えて、所属部門、過去の所属機関、活動分野・技術領域など提供が可能な範囲で情報を与える。

研究者氏名で抽出した複数の特許のうち、所属機関情報も含まれる特許が存在ときは、発明者グループの類似性、引用被引用情報、技術領域などそれら特許情報を活用した適切な特定手法を検討する。

特許の特定手法に基づき、特許抽出環境を構築し作業を実施する。

ここで、特許の抽出は、2000～2010年に出願された特許(含外国出願)を母集団として実施し、研究者は約5,000名想定する。

抽出情報は、出願番号を基本とし、特許登録が行われた場合は登録番号を併記する。

3.3 適切な成果を得るためのタスクチーム活動

委託業務で取り扱うデータやそれらを用いた分析についての知見を有する若手研究者などを中心としたタスクチームを発足させ、仕様検討の助言から成果物の機能確認に至るプロセスをサポートする体制を構築する。

メンバー委嘱その他のタスクチーム運営は受託者が行う。

チーム構成は4～5名とし、必要に応じた作業の実施と4回程度のタスクチーム会議開催

を予定する。

4. 委託業務成果報告書及び処理マニュアルの作成

- ・本委託業務の成果を明示化するために、2.の成果の目録及び各成果の概要を記述した委託業務成果報告書を作成する。
- ・2.の成果を得るための処理過程を明示した処理マニュアルを作成する。
- ・2.及び3.の実施にあたっては、科学技術政策研究所と定期的に打ち合わせを行い、業務の進捗報告等を行うこと。また、データ仕様について不明な点が生じた場合や、データ処理手法等についての判断が必要な場合には、科学技術政策研究所の指示を仰ぐこと。

5. 委託業務実施期間

契約日から平成25年3月29日

6. 成果物

委託業務の成果物として、電子媒体を提出すること。ただし、以下において[電子媒体及び紙媒体]としたものは電子媒体及び紙媒体(各1部)を提出すること。成果物には以下のものを含む。

- 企業名辞書及び、その作成に使用した企業情報データベース [電子媒体一式]
- 上記データ構造等を記載した仕様書[電子媒体及び紙媒体]
- 民研調査データベースの企業名寄せに使用するフェイスシートテーブル、企業名辞書(最新版)、CT(最新版)、利用マニュアル [電子媒体及び紙媒体]
- その他、3のそれぞれに関する処理プログラム及び処理マニュアル一式[電子媒体及び紙媒体]
- 委託業務成果報告書[電子媒体及び紙媒体]

7. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ①本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ②要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていても不合格とならない。
- ⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別に示す総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

別に示す総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

8. 無償貸付を行う資料

科学技術政策研究所は、受託者に対し、下記の資料の無償貸付を行う。

- ・前年度成果物一式(企業名辞書、CT、IIPパテントデータベース法人出願人及び各調査[※]のフェイスシート)

※6: 企業活動基本調査・科学技術研究調査・知財活動基本調査・全国イノベーション調査

- ・IIPパテントデータベースのデータファイル一式
- ・「民間企業の研究活動に関する調査」の調査対象名簿

9. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

受託者は、本委託業務終了後速やかに、科学技術政策研究所が貸付した資料を返却するとともに、貸付したデータのバックアップ等を消去すること。

10. その他

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、科学技術政策研究所と適宜協議を行うものとする。また、本委託業務の実施に当たっては、科学技術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に行わなければならない。

別紙 1

提案書の記載に当たり留意すべき点

仕様書「3. 委託業務の内容」について。

応札者は、必要な作業量を見積もり、作業単価と共に提案書に示すこと。

3. 1 名寄せ精度の向上

応札者は、名寄せ精度の向上作業の実施に当たり、2011 年度成果の内容、利用可能範囲をより具体的に知りたい場合は、事前に申し出ること。

3. 2 連携情報の拡大

(1) 「民間企業の研究活動に関する調査情報」との情報連携

本データベース内の企業名の名寄せのための前処理は、前年度処理に準拠して行うこと。

また、上記「3. 1 名寄せ精度の向上」で施した内容は、本データベースにも適用すること。

(2) 企業規模情報の追加

中小企業基本法に基づき、業種、資本金、従業員数から企業規模を判別するロジックは、応札者が準備すること。

(3) データベース間を直接接続する CT

データベース間の名寄せを実施するに当たり、上記「3. 1 名寄せ精度の向上」で施した内容は、本データベースにも適用すること。

(4) 産学（官）連携研究を行う研究者が関与した特許の特定

特許情報から、研究者の関与する特許を特定する手法について具体的な提案をいただきたい。

特許抽出環境の構築に当たり、作成する処理プログラム等は明確に提案書に示すこと。

3. 3 適切な成果物とするためのタスクチーム活動

委嘱するメンバーは、科学技術政策研究所の諒解のもとに決定する。

2011 年度情報連携対象データベース

データベース	①	IIP パテントデータベース	(一財)知的財産研究所	1970 年～2010 年 出願分 件数 11,446,621	①特許庁の特許整理標準化データを SQL データベースに変換し、イノベーション研究に必要と思われる項目集め公開しているデータ ②企業出願人数は、272,305 社 (出願人テーブル記載数)。
統計調査データベース	②	企業活動基本調査 [基幹]	経済産業省	1993 年 1995～2010 年	①企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的で実施する調査 ②従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の企業を対象 ③異なる永久企業番号が振られた数は 54,440 社
	③	科学技術研究調査 [基幹]	総務省	2002～2009 年	①科学技術振興に必要な基礎資料の取得のための研究活動の状態調査 ②企業等、非営利団体・公的機関及び大学等を対象 ③調査企業数は、60,716 社 (ID の異なり数)。
	④	知的財産活動調査 [一般]	経済産業省 特許庁	2002～2010 年	①知的財産政策企画立案に資する基礎資料整備のための実態調査 ②4 法出願のいずれかが 5 件以上である我が国の個人、法人、大学等公的研究機関 (甲)、及び、未満のものからサンプル抽出 (乙) ③調査企業数は 18,611 社 (ID の異なり数)。
	⑤	全国イノベーション調査 [一般]	文部科学省科学技術政策研究所	2003 年/2009 年	①科学技術イノベーション政策の立案・推進に資することを目的とする実態調査 ②企業等、非営利団体・公的機関及び大学等を対象 ③調査企業数は 9,257 社 (2003)、4,579 社 (2009)。
企業情報データベース	⑥	日本の会社データ 4 万社 (商業データ)	東洋経済新報社	2011 年 4 月版	上場会社 3,641 社 合計 36,169 社 非上場会社 32,528 社
	⑦	財務諸表	EDINET	2010 年度分	①EDINET の有価証券報告書をソースとするデータ ②1,110 社 (1970～2010 年累積出願数 100 以上の上場企業)
	⑧	業種	—	—	企業の主業について、日本標準産業分類、東洋経済業種分類で分類
	⑨	特許出願数	—	1963 年以降	パテントデータより企業を名寄せし算出した企業の年別出願数 5171 社